



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和5年8月28日(月)
宮城労働局雇用環境・均等室
室長 富塚 リエ
室長補佐 寺島 奈月
電話 022(299)8844

第11回宮城働き方改革推進等政労使協議会を開催します

宮城労働局(局長 竹内 聡)は、このたび、地方公共団体や労使団体、金融機関等、地域の関係者を構成員とする「宮城働き方改革推進等政労使協議会」を下記のとおり開催します。

働き方改革を進めるうえでの問題事例や課題に対する解決策について宮城働き方改革推進支援センターから説明するほか、関係機関の取り組み等について情報共有し、その一層の推進を図ってまいります。

宮城働き方改革推進等政労使協議会

- 開催日時 令和5年9月21日(木) 午前10時30分～12時00分
- 場所 仙台第4合同庁舎 2階共用会議室
(仙台市宮城野区鉄砲町1)
- 議題(仮) (1)働き方改革推進支援センターによる支援状況について
(2)各構成員の抱える課題とその解決方法について
①各構成員より課題及び支援状況等説明
②労働局による支援状況について説明
③宮城働き方改革推進支援センターより解決方法等説明
(3)意見交換

(添付資料)

- ・宮城働き方改革推進等政労使協議会設置要綱

(注意事項)

- ・報道機関の方は、当日午前10時15分までに、会場に直接お越し下さい。全日程取材可能です。

宮城働き方改革推進等政労使協議会設置要綱

1 趣旨

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎え、今後とも我が国経済社会が活力を維持していくためには、誰もが意欲と能力に応じて安心して働くことのできる「全員参加型の社会」の実現が必要である。

また、働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置することが求められている。

このような中、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

こうした中、宮城県においては、震災からの復興を加速させ、働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指し、宮城県の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点からも、働く人々の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要であるとの共通認識のもと、関係者が連携しながら、改革への気運の醸成を図るための取組を推進することとする。

2 構成員

宮城県

仙台市

東北経済産業局

一般社団法人宮城県経営者協会

宮城県中小企業団体中央会

宮城県商工会議所連合会

宮城県商工会連合会

日本労働組合総連合会宮城県連合会

株式会社七十七銀行

宮城労働局

*必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

3 実施内容

働き方改革を地域全体に浸透させる等気運の醸成を図ること

働き方改革推進に係る情報共有

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた連携

その他

4 事務局

宮城労働局に置く。

(平成27年12月25日施行)

(平成28年 3月30日改正)

(平成30年 9月21日改正)